

不動産広告ハンドブック
【 正 誤 表 】

平成28年3月発行の標記冊子におきまして以下のとおり訂正箇所がございます。

正	誤
P130～P148内 別表1～別表10 事項番号3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第15条の5 の2第1号の施設を含む。)の電話番号	P130～P148内 別表1～別表10 事項番号3 広告主の事務所(宅建業法施行規則第6条の2第 1号の施設を含む。)の電話番号